

2026年4月1日

各 位

大和証券株式会社

## ダイワファンドラップ「ラップ承継」の取扱開始について ～「相続時受取人指定サービス」のレベルアップ～

大和証券株式会社（以下、当社）は、2026年4月20日より、「ダイワファンドラップ」の付帯サービスである「相続時受取人指定サービス」（以下「本サービス」）を拡充し、相続発生時の新たな承継方法として「ラップ承継」の取り扱いを開始いたします。本サービス拡充により、「相続時受取人指定サービス」は、従来の「現金承継」に加え、「ラップ承継」を含む2つの承継方法から選択できる仕組みとなります。

本サービスは、お客さまに相続が発生した場合、あらかじめご指定いただいたご家族の方に「ダイワファンドラップ」の対象財産を、速やかに承継できるサービスです。これまで本サービスでは、相続発生時に「ダイワファンドラップ」の契約資産を換金し、お受取人へ現金で承継する方法をご提供してまいりました。

今回新たに導入する「ラップ承継」では、相続発生時に契約資産を現金化せず、お受取人へ「ダイワファンドラップ」にて承継することが可能となります。この結果、運用を中断させることなく、長期的な視点に立った資産運用を継続することができます。世代をまたいだ資産形成を見据え、時間を味方につけた運用の継続を可能とする点が、「ラップ承継」の特長です。

高齢化の進展や家族構成の多様化が進むなか、金融サービスには、資産を「守る」「増やす」だけでなく、次の世代へ円滑に「つなぐ」役割が一層求められています。当社は本サービスを通じて、こうした社会的要請に応えるとともに、お客さま一人ひとりの人生設計に寄り添った金融サービスの提供を目指してまいります。

当社は今後も、「ダイワファンドラップ」をはじめとする各種サービスの高度化・多様化を通じて、お客さまの長期的な資産形成と、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

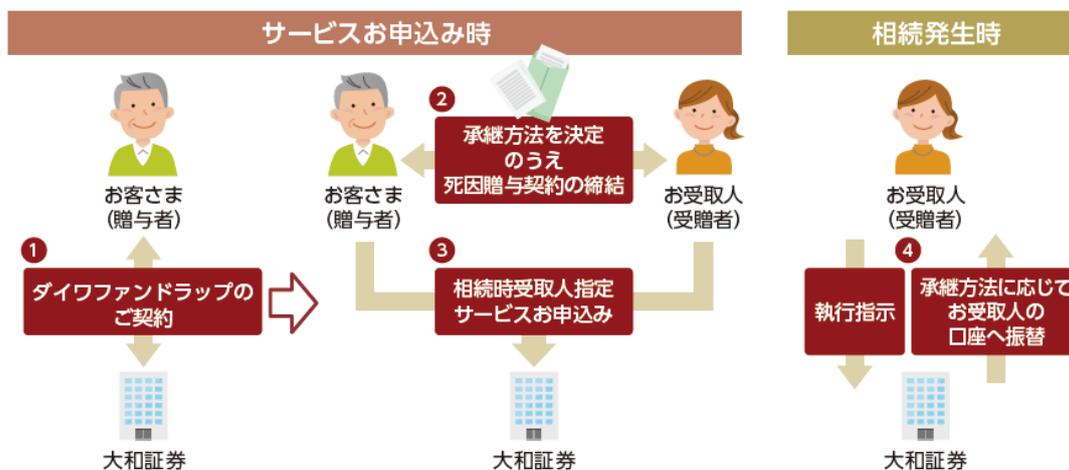
## 承継方法の選択が可能となる「相続時受取人指定サービス」

2026年4月20日以降、「相続時受取人指定サービス」では、お申込み時に、お客さまが相続発生時の承継方法として「ラップ承継」または「現金承継」のいずれかを、あらかじめ選択いただきます。

まず、お客さま（贈与者）は「ダイワファンドラップ」をご契約のうえ、承継方法を決定し、お受取人（受贈者）との間で死因贈与契約を締結したうえで、「相続時受取人指定サービス」をお申込みいただきます。

その後、相続が発生した際には、あらかじめ選択された承継方法に基づき、お受取人からの執行指示を受け、その承継方法に応じて、対象財産がお受取人の口座へ振り替えられます。

【レベルアップ後の相続時受取人指定サービスのイメージ図】



## レベルアップ後の「相続時受取人指定サービス」の概要

項目	内容
概要	お客さまに相続が発生した場合、あらかじめご指定されたご家族の方に、本サービス申込時に選択された方法により、「ダイワファンドラップ※」の対象財産を承継することができるサービスです。
承継方法	「ラップ承継」または「現金承継」
申込可能なお客さま	「ダイワファンドラップ」を契約のうえ、「プレミアム特約」または「安心つながる特約」を申込済みのお客さま
お受取人に指定可能なお客さま	一定の条件を満たす、お客さまの推定相続人
お申込み方法	お客さまとお受取人との間で、お客さまに相続が発生した際に効力が生じる贈与契約（「死因贈与契約」）を締結します。 そのうえで大和証券へ、お客さまおよびお受取人のご署名・捺印済みのサービス申込書をご提出いただきます。

※「ダイワファンドラップ」の概要につきましては、以下よりご確認ください。なお、当該ページにおける相続時受取人指定サービスの内容は、2026年4月20日以降の更新を予定しています。

[https://www.daiwa.jp/products/fund\\_wrap/memo.html](https://www.daiwa.jp/products/fund_wrap/memo.html)

以 上

## ■お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

### <手数料等の諸費用について>

・ 「ダイワファンドラップ」にてお客さまにお支払いいただく費用は、契約資産の時価評価額に対して最大1.54%（年率・税込）となります。その他に、投資対象となる投資信託に関して運用管理費用（信託報酬）などの間接的にご負担いただく費用がかかりますが、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

### <ご投資にあたってのリスク等>

・ 投資一任契約とは、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部または一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のための投資を行なうのに必要な権限を委任されることを内容とする契約です。

・ 「ダイワファンドラップ」は、投資一任契約に基づき投資信託証券を対象とした投資運用を行なう取引です。そのため、運用成績は投資対象となる投資信託の価格変動に応じて変化します。したがって、契約資産の額（元本）が保証されるものではなく、これを割込むことがあります。また、運用による損益は、すべて投資者としてのお客さまに帰属します。

・ 投資対象となる投資信託は、主として、国内外の株式、債券、リート（REIT）、コモディティ（商品先物取引等）、株式先物等派生商品、およびこれらを実質的な投資対象とする複数の投資信託証券等に投資しますので、その基準価額はこれら実質的な投資対象の価格などに応じて大きく変動します。なお、これら実質的な投資対象のうち外貨建資産に関しては為替リスクが存在します。当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、円ベースでの価格下落要因となり、投資元本を割込むことがあります。「為替ヘッジあり」は、為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うコストが発生します。「為替ヘッジなし」は、為替ヘッジを行なわないので、為替レートの変動の影響を直接受けます。

### <ご投資にあたっての留意点>

・ お客さまに「ダイワファンドラップ」による運用をご提案する際に「契約締結前交付書面」をお渡ししますので、お申込み前によくお読みください。

・ 「ダイワファンドラップ」をお申込みの際には、「ダイワファンドラップ投資一任契約書（兼 契約締結時交付書面）」、「ダイワファンドラップサービス約款」等で契約内容をご確認ください。

## ■商号等

大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

## ■加入協会

日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会